$\sum_{n=63}^{7}\{A_n\times(1-C_n/B_n)+D_n\times(1-F_n/E_n)\}$

$A_n\times(1-C_n/B_n)$ 及び $D_n\times(1-F_n/E_n)$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

四　特別支援学校費　学級数

学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・七四三を乗じて得た数と学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・〇二八を乗じて得た数と学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数に〇・〇三八を乗じて得た数と学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇〇一を乗じて得た数と学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇五二を乗じて得た数と学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に二・一〇三を乗じて得た数と学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に〇・〇三九を乗じて得た数と学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県立の特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・七八九を乗じて得た数との合計数を測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるとき

$\sum_{n=62}^{7}\{A_n\times(1-C_n/B_n)+D_n\times(1-F_n/E_n)\}$

$A_n\times(1-C_n/B_n)$ 及び $D_n\times(1-F_n/E_n)$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

四　特別支援学校費　学級数

学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・七六八を乗じて得た数と学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・〇二八を乗じて得た数と学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数に〇・〇三六を乗じて得た数と学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇〇一を乗じて得た数と学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇五一を乗じて得た数と学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に〇・〇六二を乗じて得た数と学校基本調査規則によって調査したその年の五月一日現在における当該都道府県立の特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・八一三を乗じて得た数との合計数を測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。